

第百四十五回国
参議院文教・科学委員会會議録第六号

平成十一年四月十三日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

今井 澄君

直嶋 正行君

補欠選任

本岡 昭次君

石田 美栄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

南野知恵子君

狩野 安君

馳 浩君

松 あきら君

日下部禮代子君

阿南 一成君

亀井 郁夫君

北岡 秀二君

仲道 俊哉君

橋本 聖子君

石田 美栄君

佐藤 泰介君

本岡 昭次君

山下 栄一君

畑野 君枝君

林 紀子君

扇 千景君

田名部匡省君

委員

国務大臣

政府委員

文部 大臣

文部大臣官房長

文部省教育助成局長

有馬 明人君

小野 元之君

御手洗 康君

事務局側

常任委員会専門員

巻端 俊兒君

本日の会議に付した案件

○国立教育会館の解散に関する法律案(内閣提出)

○委員長(南野知恵子君) ただいまから文教・科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三月三十一日、直嶋正行君及び今井澄君が委員を辞任され、その補欠として石田美栄君及び本岡昭次君が選任されました。

○委員長(南野知恵子君) 国立教育会館の解散に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。有馬文部大臣。

○国務大臣(有馬明人君) このたび、政府から提出いたしました国立教育会館の解散に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、平成九年六月六日の閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」に基づき、特殊法人の整理合理化を推進するため、国立教育会館を解散しようとするものであります。

その内容の概要は次のとおりであります。

第一に、国立教育会館は、この法律の公布の日から二年以内の政令で定める日において解散するものとし、その資産及び債務は、そのときにおいて国が承継することとするものであります。

第二に、平成十二年四月一日から解散の日までにおいては、国立教育会館は、教育職員その他の教育関係者のための研修施設を運営し一般の利用に供する業務を行わないものとし、主としてそれ

らの業務の用に供されている国立教育会館の財産は、平成十二年四月一日に国が承継することとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○委員長(南野知恵子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時二分散会

四月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立教育会館の解散に関する法律案

国立教育会館の解散に関する法律案

国立教育会館(以下「教育会館」という。)は、この法律の施行の時に解散するものと

し、その資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属する。

2 教育会館の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び業務報告書の作成等については、文部大臣が従前の例により行うものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

3 第一項の規定により教育会館が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四項から第六項までの規定は、平成十二年四月一日から施行する。

(国立教育会館法の廃止)

2 国立教育会館法(昭和三十一年法律第八十九号)は、廃止する。

(国立教育会館法の廃止に伴う経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(教育会館の業務の特例)

4 教育会館は、平成十二年四月一日から第一項の規定による解散の日までの間においては、国立教育会館法第一号及び第二十条の規定にかかわらず、同条第一号及び第二号の業務を行わないものとする。

(教育会館の財産の一部の承継)

5 教育会館の財産で主として国立教育会館法第二十条第一号及び第二号の業務の用に供されているもののうち政令で定めるものは、第一項の規定にかかわらず、平成十二年四月一日に国が承継し、一般会計に帰属する。

6 教育会館は、前項の規定により同項の政令で定める財産を国が承継した時において、教育会館の資本金のうち当該財産に係る部分として文部大臣が大蔵大臣と協議して定める金額により資本金を減少するものとする。

(地方税法の一部改正)

7 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中、「国立教育会館」を削る。

- 第七十三条の四第一項中第十一号を削り、第十一号の二を第十一号とし、第十一号の三を第十一号の二とする。
- 第三百四十八条第二項中第十七号を削り、第十七号の二を第十七号とし、第十七号の三を第十七号の二とする。
- (所得税法の一部改正)
- 8 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
- 別表第一第一号の表国立教育会館の項を削る。
- (法人税法の一部改正)
- 9 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
- 別表第一第一号の表国立教育会館の項を削る。
- (印紙税法の一部改正)
- 10 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
- 別表第二国立教育会館の項を削る。
- (登録免許税法の一部改正)
- 11 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
- 別表第二国立教育会館の項を削る。
- (消費税法の一部改正)
- 12 消費税法(昭和六十二年法律第百八号)の一部を次のように改正する。
- 別表第三第一号の表国立教育会館の項を削る。

第二号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

三 三 終わり
一四三 オーストラリア オーストラリア

第三号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

六 三 一 給与付制度 給与制度